

第81期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2019年10月12日（土曜日）
午前10時

開催場所 東京都中央区日本橋
茅場町三丁目2番10号
鉄鋼会館 8階 801号室

決議事項

第1号議案	剰余金の処分の件
第2号議案	取締役9名選任の件
第3号議案	監査役2名選任の件
第4号議案	補欠監査役1名選任の件
第5号議案	当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件
第6号議案	取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社第81期定時株主総会を2019年10月12日（土曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

株主総会の議案及び第81期の事業概要等につきご説明申し上げますので、ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

2019年9月

代表取締役社長

久保 昇



目 次	第81期定時株主総会招集ご通知	1	事業報告	44
	株主総会参考書類	5	連結計算書類	64
	第1号議案 剰余金の処分の件	5	計算書類	67
	第2号議案 取締役9名選任の件	6	監査報告書	70
	第3号議案 監査役2名選任の件	12		
	第4号議案 補欠監査役1名選任の件	14		
	第5号議案 当社株式の大量取得行為に関する 対応策（買収防衛策）更新の件	15		
	第6号議案 取締役（社外取締役を除く）に対 する譲渡制限付株式の付与のため の報酬決定の件	42		

株 主 各 位

証券コード 8057
2019年9月24日

東京都中央区新川二丁目4番7号
株式 内田洋行
会社 大久保 昇
代表取締役社長

第81期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第81期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。 「議決権行使についてのご案内」(3～4頁)に従って2019年10月11日(金曜日)午後5時15分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年10月12日(土曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号
鉄鋼会館 8階 801号室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

- 3. 目的事項 報告事項**
1. 第81期（2018年7月21日から2019年7月20日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第81期（2018年7月21日から2019年7月20日まで）計算書類報告の件

決議事項	第1号議案	剰余金の処分の件
	第2号議案	取締役9名選任の件
	第3号議案	監査役2名選任の件
	第4号議案	補欠監査役1名選任の件
	第5号議案	当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件
	第6号議案	取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

- 4. 招集にあたっての決定事項**
- (1) 議決権行使書の郵送とインターネットによる方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権の行使を有効とさせていただきます。
 - (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 当社は、法令及び定款第15条の規定に基づき、添付書類のうち、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.uchida.co.jp/>）に掲載しておりますので、本株主総会の添付書類には記載しておりません。
 - ① 連結計算書類の「連結注記表」
 - ② 計算書類の「個別注記表」なお、添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役がそれぞれ会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類について、修正事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.uchida.co.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

次のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会ご出席



同封の議決権行使書用紙を株主総会当日、会場受付にご提出ください。

書 面



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

インターネット



当社指定の議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

詳細は次頁をご参照ください。➡

株主総会開催日時

2019年10月12日 (土)
午前10時

行使期限

2019年10月11日 (金)
午後5時15分までに到着

行使期限

2019年10月11日 (金)
午後5時15分までに行使

インターネットにより議決権を行使される場合の注意点

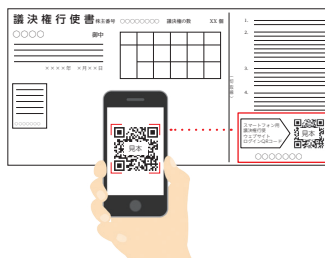
- 同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。
- パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報ですので、大切にお取り扱いください。
- 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金は株主様のご負担となります。
- 議決権行使書の郵送とインターネットによる方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権の行使を有効とさせていただきます。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

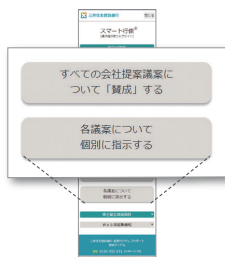
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

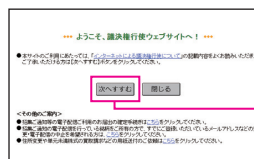
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

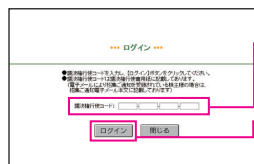
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

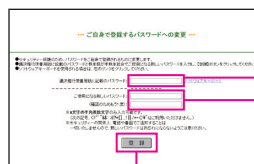
- 2 議決権行使書紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

☎ : 0120-652-031 (受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案

剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、長期的かつ総合的な株主価値の向上を図るため、健全なる持続的成長を目指します。株主様への還元につきましては、安定的な配当を前提に「財務基盤の充実」と「中長期的な会社の経営戦略の実現に向けた投資」とのバランスをとり、その一層の充実を目指すことを基本方針としております。

当期の年間配当金につきましては、期初予想を上回る利益計上となったことから、前期より1株当たり15円増配し、1株当たり90円とさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金90円 総額880,488,990円

(うち普通配当90円)

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年10月16日

第2号議案

取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって、現任取締役全員（8名）が任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため社外取締役1名を増員し、取締役9名の選任を願いたく、次のとおり候補者を推薦いたします。

候補者 番 号	氏 名	当社における現在の地位及び担当	
1	おおく ぼ 大久保 昇	代表取締役社長	再 任
2	あき やま しん ご 秋 山 慎 吾	取締役専務執行役員経営管理統括グループ統括	再 任
3	きく ち まさ お 菊 池 政 男	取締役常務執行役員教育施設事業部長兼 東日本地域事業部長	再 任
4	みや むら とよ つぐ 宮 村 豊 嗣	取締役常務執行役員教育ICT事業部長	再 任
5	はやし とし じ 林 敏 寿	取締役上席執行役員経営管理統括グループ副統括 (財務担当)兼グループ経営推進部長	再 任
6	こ やなぎ さと し 小 柳 諭 司	取締役上席執行役員営業統括グループ統括兼 経営企画統括部長	再 任
7	ひろ せ ひで のり 廣 瀬 秀 徳	社外取締役	再 任 社 外 独立役員
8	たけ また くに はる 竹 股 邦 治	社外取締役	再 任 社 外 独立役員
9	いま じょう けい じ 今 庄 啓 二		新 任 社 外 独立役員

候補者番号

1

おおくぼのぼる
大久保 昇

再任

(1954年7月1日生)

所有する
当社株式の数
15,500株当期における
取締役会出席回数
16/16回
(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年 3月 当社入社
2003年10月 当社取締役教育システム事業部長
2005年 7月 当社常務取締役マーケティング本部副本部長兼教育システム事業部長
2008年 7月 当社取締役専務執行役員マーケティング本部長兼営業本部教育システム事業部長
2010年 7月 当社取締役専務執行役員公共事業本部長
2013年 7月 当社取締役専務執行役員営業統括本部長
2014年 7月 当社代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

大久保昇氏は、当社の代表取締役社長として業績の回復と向上に実績を上げるとともに、当社グループ経営に掲げる目標の達成に向け、強いリーダーシップを発揮し、その職責を果たしております。このように同氏は、会社業務全般に精通しており、経営上求められる行動力、判断力、識見などから適任であると考えております。

候補者番号

2

あきやま しんご
秋山 慎吾

再任

(1955年9月14日生)

所有する
当社株式の数
3,600株当期における
取締役会出席回数
16/16回
(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年 3月 当社入社
2011年 7月 当社執行役員総務部長
2012年 7月 当社執行役員管理本部長
2012年10月 当社取締役執行役員管理本部長
2013年10月 当社取締役常務執行役員管理本部長
2016年10月 当社取締役専務執行役員経営管理本部長
2018年 7月 当社取締役専務執行役員経営管理統括グループ統括（現任）

取締役候補者とした理由

秋山慎吾氏は、主として管理分野の業務に従事し、現在は取締役専務執行役員経営管理統括グループ統括として、経営の効率化に向け、その職責を果たしております。このように同氏は、管理全般を中心に会社業務全般に精通しており、経営上求められる行動力、判断力、識見などから適任であると考えております。

候補者番号

3

きくち
菊池

まさお
政男

再任

(1957年8月11日生)

所有する
当社株式の数
3,200株

当期における
取締役会出席回数
16/16回
(100%)



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4月 当社入社
2007年 7月 当社執行役員教育システム事業部東日本機器営業部長
2008年 7月 当社執行役員教育システム事業部施設設備営業部長
2013年 7月 当社執行役員営業統括本部公共本部教育施設事業部長
2015年 7月 当社上席執行役員営業本部教育施設事業部長
2016年10月 当社取締役執行役員営業本部教育施設事業部長
2018年 7月 当社取締役執行役員教育施設事業部長兼北日本地域事業部長
2019年 7月 当社取締役常務執行役員教育施設事業部長兼東日本地域事業部長（現任）

取締役候補者とした理由

菊池政男氏は、主として営業分野の業務に従事し、現在は取締役常務執行役員教育施設事業部長兼東日本地域事業部長として公共・学校施設を中心に多大な実績を上げるなど、その職責を果たしております。このように同氏は、営業面を中心に会社業務全般に精通しており、経営上求められる行動力、判断力、識見などから適任であると考えております。

候補者番号

4

みやむら
宮村

とよつぐ
豊嗣

再任

(1957年8月27日生)

所有する
当社株式の数
2,100株

当期における
取締役会出席回数
12/12回
(100%)



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4月 当社入社
2011年 7月 当社執行役員公共本部教育ICT・環境ソリューション事業部ICT東日本営業部長
2013年 7月 当社執行役員営業統括本部公共本部教育ICT事業部長
2015年 7月 当社上席執行役員営業本部教育ICT事業部長
2018年10月 当社取締役上席執行役員教育ICT事業部長
2019年 7月 当社取締役常務執行役員教育ICT事業部長（現任）

取締役候補者とした理由

宮村豊嗣氏は、主として営業分野の業務に従事し、現在は取締役常務執行役員教育ICT事業部長として学校のICT案件を中心に多大な実績を上げるなど、その職責を果たしております。このように同氏は、営業分野を中心に会社業務全般に精通しており、経営上求められる行動力、判断力、識見などから適任であると考えております。

候補者番号

5

はやし とし じ
林 敏寿

再任

(1959年6月5日生)

所有する
当社株式の数
3,200株当期における
取締役会出席回数
16/16回
(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4月 当社入社
 2013年 7月 当社執行役員経営企画部長
 2014年 7月 当社執行役員経営統括部長
 2015年 7月 当社執行役員経営管理本部副本部長兼グループ経営推進部長
 2016年 7月 当社上席執行役員経営管理本部副本部長兼グループ経営推進部長
 2016年10月 当社取締役執行役員経営管理本部副本部長兼グループ経営推進部長
 2018年 7月 当社取締役執行役員経営管理統括グループ副統括兼グループ経営推進部長
 2018年 9月 当社取締役上席執行役員経営管理統括グループ副統括(財務担当)兼グループ経営推進部長(現任)

(重要な兼職の状況)

ウチダエスコ株式会社取締役

取締役候補者とした理由

林敏寿氏は、主として経理・財務業務に従事し、現在は取締役上席執行役員経営管理統括グループ副統括(財務担当)兼グループ経営推進部長として、財務並びにグループ経営管理の推進に向け、その職責を果たしております。このように同氏は、財務面を中心に会社業務全般に精通しており、経営上求められる行動力、判断力、識見などから適任であると考えております。

候補者番号

6

こ やなぎ さ と し
小柳 諭司

再任

(1960年4月27日生)

所有する
当社株式の数
800株当期における
取締役会出席回数
12/12回
(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4月 当社入社
 2015年 7月 当社執行役員営業本部営業統括グループ副統括兼経営管理本部経営企画部長
 2017年10月 当社上席執行役員営業本部営業統括グループ副統括兼経営企画統括部長
 2018年 7月 当社上席執行役員営業統括グループ副統括兼経営企画統括部長
 2018年10月 当社取締役上席執行役員営業統括グループ統括兼経営企画統括部長(現任)

取締役候補者とした理由

小柳諭司氏は、主として営業及び経営の企画等の業務に従事し、現在は取締役上席執行役員営業統括グループ統括兼経営企画統括部長として経営企画並びに事業の効率化等に向け、その職責を果たしております。このように同氏は、企画面を中心に会社業務全般に精通しており、経営上求められる行動力、判断力、識見などから適任であると考えております。

候補者番号

7

ひろ せ
廣瀬

ひでのり
秀徳

再任

社外

独立役員

(1945年6月11日生)

所有する
当社株式の数
800株

当期における
取締役会出席回数
16/16回
(100%)



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1968年 3月 株式会社西友入社
1989年 5月 同社取締役
1999年 5月 株式会社ファミリーマート取締役
2003年 6月 寺田倉庫株式会社代表取締役社長
2012年10月 当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由

廣瀬秀徳氏は、寺田倉庫株式会社の代表取締役社長等を歴任し、社外取締役として当社の経営に対する監督と助言をいただくうえで、経営上求められる判断力、識見を有し、適任であると考えております。

候補者番号

8

たけまた
竹股

くにはる
邦治

再任

社外

独立役員

(1954年9月29日生)

所有する
当社株式の数
500株

当期における
取締役会出席回数
16/16回
(100%)



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年 4月 電源開発株式会社入社
2006年 6月 同社執行役員事業企画部長
2007年 6月 同社常務執行役員経営企画部長
2009年 6月 同社取締役
2012年 6月 同社取締役常務執行役員
2016年10月 当社社外取締役（現任）
2017年 6月 イーレックス株式会社社外取締役
2018年 6月 同社常務取締役（現任）

(重要な兼職の状況)
イーレックス株式会社常務取締役

社外取締役候補者とした理由

竹股邦治氏は、電源開発株式会社の取締役常務執行役員等を歴任し、現在はイーレックス株式会社の常務取締役を務めるなど、社外取締役として当社の経営に対する監督と助言をいただくうえで、経営上求められる判断力、識見を有し、適任であると考えております。

候補者番号

9

い まじょう

今庄

け い じ

啓二

新任

社外

独立役員

(1961年8月5日生)

所有する
当社株式の数

0株

当期における
取締役会出席回数

— / — 回

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1985年 4月 鐘淵化学工業株式会社（現株式会社カネカ）入社
2001年 1月 フューチャーベンチャーキャピタル株式会社入社
2011年 6月 同社代表取締役社長
2016年 1月 同社代表取締役会長
2016年 6月 同社取締役会長
2017年 7月 JOHNNAN株式会社社外取締役（現任）
2018年12月 大阪油化工業株式会社社外取締役（現任）

(重要な兼職の状況)

JOHNNAN株式会社社外取締役
大阪油化工業株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由

今庄啓二氏は、鐘淵化学工業株式会社（現株式会社カネカ）で開発業務等、フューチャーベンチャーキャピタル株式会社で代表取締役社長等を歴任し、社外取締役として当社の経営に対する監督と助言をいただくうえで、経営上求められる判断力、識見を有し、適任であると考えております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 廣瀬秀徳、竹股邦治及び今庄啓二の各氏は社外取締役候補者であります。
3. 廣瀬秀徳氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって7年、竹股邦治氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって3年となります。
4. 当社は、廣瀬秀徳、竹股邦治の両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該限定契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度としており、両氏の選任が承認された場合、両氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。また、今庄啓二氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、廣瀬秀徳、竹股邦治の両氏を東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員として同取引所に届け出ており、両氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員に指定する予定であります。また、今庄啓二氏は同取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員に指定する予定であります。

第3号議案

監査役 2 名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役田村泰博、住友西次及び野辺地勉の各氏が任期満了となります。つきましては、監査役 2 名の選任を願いたく、次のとおり候補者を推薦いたします。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号

1

たむら やすひろ
田村 泰博

再任

社外

独立役員

(1956年11月26日生)

所有する
当社株式の数

0株

当期における
取締役会出席回数

16/16回
(100%)

当期における
監査役会出席回数

9/9回
(100%)



略歴、地位及び重要な兼職の状況

1980年 4月 株式会社協和銀行（現株式会社りそな銀行）入行
1996年11月 株式会社あさひ銀行（現株式会社りそな銀行）鶯谷支店長
2001年 4月 同行融資企画部長
2003年10月 株式会社りそな銀行執行役融資企画部長
2005年 6月 株式会社りそなホールディングス執行役オペレーション改革部担当兼購買戦略部担当
2009年 6月 株式会社りそな銀行取締役専務執行役員コーポレートビジネス部担当兼法人ソリューション営業部担当兼公共法人部担当
2013年 4月 りそな決済サービス株式会社代表取締役社長
2015年10月 当社常勤監査役（現任）

社外監査役候補者とした理由

田村泰博氏は、金融機関等における長年の経験と財務等に関する豊富な知見を、当社の監査体制に生かしていただくうえで、適任であると考えております。

候補者番号

2

す み と も

住友

ゆ う じ

西次

再任

社外

独立役員

(1957年9月30日生)

所有する
当社株式の数
0株当期における
取締役会出席回数
16/16回
(100%)当期における
監査役会出席回数
9/9回
(100%)

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1981年 4月 住友信託銀行株式会社（現三井住友信託銀行株式会社）入行
2001年 4月 同行福岡支店支店法人営業部長
2003年 6月 同行審査第一部副部長
2005年 6月 同行東京中央営業第一部副部長
2008年 3月 株式会社かんぽ生命保険融資部長
2011年 4月 住友信託銀行株式会社業務監査部審議役
2011年 8月 住信・パナソニックフィナンシャルサービス株式会社（現三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社）監査部長
2015年10月 当社常勤監査役（現任）

社外監査役候補者とした理由

住友西次氏は、金融機関等における長年の経験と財務等に関する豊富な知見を、当社の監査体制に生かしていただくうえで、適任であると考えております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 田村泰博、住友西次の両氏は社外監査役候補者であります。
3. 田村泰博、住友西次の両氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもってそれぞれ4年となります。
4. 当社は、田村泰博、住友西次の両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該限定契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度としており、両氏の選任が承認された場合、両氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は、田村泰博、住友西次の両氏を東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員として同取引所に届け出ており、両氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員に指定する予定であります。

第4号議案

補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任を願いたく、次のとおり候補者を推薦いたします。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

や ま だ あ き お
山田 章雄

新任 社外 独立役員

(1955年2月24日生)

所有する
当社株式の数
0株



略歴、地位及び重要な兼職の状況

1978年11月 ピートマーウィックミッチェル会計士事務所（現有限責任あずさ監査法人）入所
1982年 4月 公認会計士登録
2009年 8月 有限責任あずさ監査法人パートナー
2017年 7月 山田章雄公認会計士事務所開設（現任）
2018年 6月 日鍛バルブ株式会社社外監査役（現任）
2018年 6月 ファイザーヘルスリサーチ振興財団監事（現任）
2018年 7月 楽天インシュアランスホールディングス株式会社社外監査役（現任）

（重要な兼職の状況）

山田章雄公認会計士事務所 公認会計士
日鍛バルブ株式会社社外監査役
ファイザーヘルスリサーチ振興財団監事
楽天インシュアランスホールディングス株式会社社外監査役

補欠社外監査役候補者とした理由

山田章雄氏は、公認会計士としての財務及び会計に関する専門的知見と豊富な経験を、当社の監査体制に生かしていただくうえで、適任であると考えております。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 山田章雄氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 山田章雄氏は、社外監査役となる方法以外の方法により会社経営に関与した経験はありませんが、上記補欠社外監査役候補者とした理由に記載のとおり、財務及び会計に関する専門的知見や豊富な経験を有していることから、当社社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
4. 山田章雄氏が監査役に就任した場合、当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度として同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
5. 山田章雄氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認され、同氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏を独立役員に指定する予定であります。

第5号議案**当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件**

当社は、2007年10月13日開催の第69期定時株主総会における承認に基づき、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入しました。その後、2度の更新を経た後、2016年10月15日開催の第78期定時株主総会において更新され現在に至っておりますが、本総会の終結の時をもって、現行プランの有効期間が満了いたします。

当社取締役会は、現行プランの有効期間満了に先立ち、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという観点から、現行プランの更新の是非を含めその在り方について検討してまいりました。その結果、2019年9月10日開催の当社取締役会において、下記Ⅰ.の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号本文に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ（2））として、本総会における株主の皆様のご承認を条件に、下記Ⅲ.のとおりの当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下、更新後の対応策を「本プラン」といいます。）を更新することを決定いたしました。

1. 本プランを必要とする理由

- (1) 本プランは、当社経営陣から独立した委員会が本プランの発動や不発動の実質的な判断を行います。本プランの独立委員会は、更新前との比較では独立した委員1名が増員となり、独立社外取締役2名と有識者2名で構成されます。

本プランは、大規模な買付者が本プランで定める手続きを経ている場合でも、独立委員会が発動、不発動のみならず、株主総会決議を経ることが相当との判断をすれば、当社取締役会は株主総会の決定に従う内容です。手続の過程では、株主の皆様への情報開示により透明性を確保します。

このような点から、本プランは、当社経営陣の恣意性が排除される仕組みを有するものと判断します。なお、本定時株主総会 第2号議案において、独立社外取締役3名のご承認を得られた場合には、当社取締役会における社外取締役比率は三分の一に高まります。

- (2) 本プランは「株主の皆様に適切な判断をされるために、十分な情報と時間、あるいは買付者との交渉機会の提供などを確保する体制を整えておくこと」を定める内容です。

当社は、企業価値の向上、株主の皆様の共同利益の向上へ引き続き努力してまいりますが、当社の事業基盤の特徴、企業規模等から見て、当社株式の大量取得行為がなされる可能性は必ずしも否定できるものではありません。特に、買付者が当社の歴史的に構築した独自の事業やリソースを理解することなく、当社株式の大量取得を行う場合には、中長期の経営戦略に重大な影響を与えることも想定されます。

このような万が一の場合でも、本プランの整備により、買付者の提案内容を十分検討する時間を確保できることから、本プランは株主の皆様においても有効であると考えます。

(3) 金融商品取引法における公開買付制度のルールでは、不適切な買付行為であるか否かを株主の皆様
に判断いただくために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために交渉を行うには十分とはいえ
ないものと認識します。

2. 本プランの有効期間

本プランの承認決議を得た定時株主総会終結後3年後の定時株主総会終結の時までとします。ただし、
有効期間の満了前であっても、株主総会または取締役会により本プランを廃止する決議が行われた場合に
は、その時点で廃止されます。

つきましては、当社定款第11条の規定に基づき、本プランに従って新株予約権の無償割当てに関する事
項を決定する権限を当社取締役会に委任することにつき、株主の皆様のご承認をお願い申し上げます。

本プランへの更新に際しては、Ⅲ.2.(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」において、本新株予約権
の無償割当てを実施することが相当か否かについて判断する要件を整理したほか、形式的な文言の修正を
行っておりますが、その基本的な内容は現行プランと同一であります。

なお、本プランを決定した取締役会には、当社監査役4名（うち3名は社外監査役）の全員が出席し、
本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、賛同する旨の意見を述べております。

記

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えます。従って、当社の財務及び
事業の方針の決定を支配することが可能な数の株式を取得する買付提案に応じるか否かの判断は、最終
的には株主の皆様のご意思に委ねられるべきものと考えます。

当社は、企業価値や株主共同の利益を確保・向上させていくためには、人的資産を中長期的視点で育
成し、常に新しい技術・デザインを吸収し、事業パートナーとの信頼関係や、優良な顧客基盤を維持・
拡大することが不可欠と考えております。

しかし、株式の大量取得行為の中には、①買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、企業価値ひいて
は株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、②株主に株式の売却を事実上強要
するおそれのあるもの、③対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会
社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ひ
いては株主共同の利益を確保し、向上させることにならないものも存在します。当社は、このような不
適切な株式の大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当では
なく、このような者による大量取得行為に対しては必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業
価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

Ⅱ. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 当社の企業価値の源泉について

当社グループは、2020年、創業110周年を迎えます。この間、一貫して本業を通して堅実な経営を続けており、今日では「人間の創造性発揮のための環境づくりを通じてより豊かな人間社会実現のために貢献し企業の繁栄と社員の幸福を実現する」の企業理念のもと、「情報の価値化と知の協創をデザインする」をグループビジョンとし、本業の革新とさらなる事業創造に取り組んでおります。

こうした企業集団としての内田洋行グループの企業価値の源泉は、以下の点に整理できます。

(1) 歴史的に構築された独特の事業リソース

当社グループは、明治43年（1910年）に測量・製図器械の専門業として創業し、「事務能率の向上」「科学立国の実現」「教育振興」に資するべく時代に先んじたビジネスに挑戦しつづけ、「ヘンミ式計算尺」「ケント製図器械」「ケント教育機器」「トーホーマジックインキ」「USAC（ユーザック）電子計算機」など、戦前戦後で高い支持を受けて浸透したオリジナルブランドを土台に事業基盤を確立しました。その後も時代変化とともに多様なソリューションを提供し、内田洋行グループの企業ブランドを形成しております。

この間、当社グループは、全国各地に民間・公共の多様なお客様との取引関係を培っており、全国津々浦々に展開される販売・サービス網を構築しております。また、売上構成比率でおよそ60%となるICT関連ビジネスが基盤となり、その他を環境構築関連ビジネスが占めるユニークな事業構成をもつに至りました。

当社グループは、この歴史的に構築された独特の事業やリソースが有機的に結合されることで、新たな事業展開が可能となり、市場変化に対応できるものと考えます。

(2) 中長期の会社の経営戦略の実現による企業価値向上

当社グループでは、この歴史的に構築された独特の事業やリソースを最大限に活用して、将来の社会構造変化に対応する、中長期の会社の経営戦略をまとめております。

わが国の経済は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される2020年に向け、設備投資の拡大やインバウンド需要の高まり等による成長が見込まれます。しかしながら、少子化の進展の顕著な影響により、2020年以降は生産年齢人口の急速な減少等、社会・産業構造の大きな変化を迎えます。そのため、当社グループの主要なお客様である企業・自治体・教育機関を取り巻く環境は、大きな転換が求められてくるものと想定されます。

企業や官公庁等は、生産性向上やダイバーシティの推進など働き方の改革が求められます。また学校・教育機関では、国は初等中等教育から大学教育まで、将来の担い手育成のための教育改革を進めており、能動的学習を意味するアクティブ・ラーニングの導入など学び方の改革が必要とされます。さらに、インバウンド需要の拡大、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催のチャンス等を有効に活用するための地域の活性化策として、人の集まる場の整備など街づくり改革が重要な鍵となります。

そのため、当社グループは、お客様の「働き方変革」「学び方変革」「場と街づくり変革」をご支援することを経営方針と定め、これら新たな社会ニーズに向けて横断的に中核事業の再構築を進めること、また、商品分類の売上構成比率で3分の2程度を占めるICT関連のビジネスを成長の基盤として、クラウドソリューションの開発からIoTやビッグデータを活用した新たな事業モデルの創出に取り組んでおります。

このような大きな社会課題の解決に取り組むことが中長期での成長の機会と捉え、それをもとに、第15次中期経営計画「UCHIDA2020」（2018年7月21日～2021年7月20日）を策定しております。

第15次中期経営計画では、2020年に向けて、首都圏オフィス需要、情報インフラ更新需要（Windows10への更新）、教育ICT拡大需要を期間中のターゲットに見据えつつ、事業効率を高めて収益性向上に取り組めます。

その一方で、2020年以降に想定される社会・産業構造変化に対応するために、新たな競争優位の確立と中核事業の再構築に向けた準備に着手します。具体的には、ICTビジネスの基盤強化、グループマネジメントの革新、顧客資産を土台に需要開発へのチャレンジ、各事業群のシナジーからダイナミズムの創出に着手しており、従来の当社グループのセグメントの枠を超えて中核事業の再構築に取り組むものです。

この中長期の会社の経営戦略を実現することが、当社グループの持続的成長と、企業価値向上に資するものと考えます。これらを実現するためには、長期的視点から政策をとり、株主価値の向上においては、安定かつ持続的な成長が不可欠です。

（3）コーポレート・ガバナンスについて

当社は、経営環境の変化に対応した迅速な意思決定と、責任の明確化及び事業の透明性の向上を目指し、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。具体的には、執行役員制度を導入し、経営管理機能と業務執行機能の分離を進めているほか、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制の確立と取締役の経営責任を明確にするために取締役の任期を1年としております。また、社外取締役は、取締役会における意思決定及び監督の両面において客観的な立場から様々な助言や提言を行っております。なお、本総会では社外取締役を新たに1名追加する選任議案を上程しており、取締役の選任議案がすべて承認された場合、取締役は9名中3名が社外取締役となる予定であります。

以上の諸施策は、全てのステークホルダーとの良好で継続的な関係が維持できてはじめて実現するものであります。中でも、企業経営の最大資源は人（社員）であり、当社は一貫して、企業力の源泉は人（社員）と認識し、「人財」を育成しお客様の創造に取り組んでまいりました。当社の基本理念である「お客様の成長支援」は、こうした「人財」を核とし、中長期的な経営視点に立って、お客様と共に成長することで、初めて成り立つものと考えております。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プランの目的

本プランは、上記Ⅰ. に記載した基本方針に沿って、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって更新されるものです。

当社取締役会は、当社株式に対する大量買付が行われた際に、当該大量買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様々に代替案を提案するために必要な時間及び情報を確保するとともに、株主の皆様のために大量買付者と協議・交渉等を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するための枠組みが引き続き必要不可欠であると判断しました。

2. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

(a) 目的

本プランは、当社株式の大量取得行為が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買付者等との協議・交渉等の機会を確保すること等により、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としております。

(b) 手続の設定

本プランは、当社の株券等に対する買付もしくはこれに類似する行為又はその提案（以下「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し事前の情報提供を求める等、上記（a）の目的を実現するために必要な手続を定めております（詳細については下記（2）「本プランに係る手続」をご参照下さい。）。

(c) 新株予約権の無償割当ての実施

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく当社株券等の買付等を行う場合、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合等（その要件の詳細については下記（3）「本新株予約権の無償割当ての要件」をご参照下さい。）には、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権（その主な内容は下記（4）「本新株予約権の無償割当ての概要」において述べるものとし、以下これを「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権の無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買付者等以外の株主の皆様々に当社株式が交付された場合には、買付者等の有する当社の議決権割合は、最大3分の1まで希釈化される可能性があります。

(d) 独立委員会の利用等

本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役会の恣意的判断を排するため、独立性の高い社外者等から構成される独立委員会（その詳細については下記(5)「独立委員会の設置」をご参照下さい。）の客観的な判断を経ることとしております。また、これに加えて、本新株予約権の無償割当ての実施に際して独立委員会が株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することを勧告した場合には、当社取締役会がかかる株主総会を招集するものとされております。さらに、こうした手続の過程については、株主の皆様への情報開示を通じてその透明性を確保することとしております。

(2) 本プランに係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下①又は②に該当する買付等がなされる場合を適用対象とします。買付者等には、予め本プランに定められる手続に従っていただくこととします。

- ① 当社が発行者である株券等¹について、保有者²の株券等保有割合³が20%以上となる買付
- ② 当社が発行者である株券等⁴について、公開買付け⁵を行う者の株券等所有割合⁶及びその特別関係者⁷の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

- 1 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。
- 2 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。
- 3 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。
- 4 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。
- 5 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。
- 6 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。
- 7 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。

(b) 買付者等に対する情報提供の要求

買付等を行う買付者等は、当社取締役会が別途認めた場合を除き、当該買付等の実行に先立ち、当社に対して、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社の定める書式により提出していただきます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。独立委員会は、これを受けて当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、自ら又は当社取締役会等を通じて本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提供していただきます。

記

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者⁸、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細、その結果、当該過去の取引が対象会社の企業価値に与えた影響等を含みます。）
 - ② 買付等の目的、方法及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性に関する情報等を含みます。）
 - ③ 買付等の価額の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、及びそのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）
 - ④ 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
 - ⑤ 買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
 - ⑥ 買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者に対する処遇・対応方針
 - ⑦ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
 - ⑧ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報
- ⁸ 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書及び本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記(d)①記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

(c) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会から追加的に提出を求められた本必要情報（もしあれば）が提出された場合、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付説明書及び本必要情報の内容と当社取締役会の経営計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討等を行うために、当社取締役会に対しても、当社取締役会による情報収集や企業評価等の検討（必要に応じ、外部専門家による検討を含みます。）等に必要な時間を考慮して適宜回答期限（原則として60日を上限とします。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）、その根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を速やかに提供するように要求することがあります。

② 独立委員会による検討作業

独立委員会は、買付者等及び（当社取締役会に対して上記①のとおり情報・資料等の提供を要求した場合には）当社取締役会から買付等の内容の検討等を開始するために十分な情報・資料等（追加的に提供を要求したものも含みます。）の提供がなされたと独立委員会が認めた場合、独立委員会は、原則として最長60日間の検討期間（但し、下記(d)③に記載する場合等には、独立委員会は当該期間の延長をその決議をもって行うことができるものとします。）（以下「独立委員会検討期間」といいます。）を設定し、その旨買付者等及び当社取締役会に通知します。独立委員会は、独立委員会検討期間において買付者等の買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提示する代替案の検討等を行います。また、独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は当社取締役会等を通して間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行い、また、当社取締役会の提示する代替案の株主の皆様に対する提示等を行うものとします。

買付者等は、独立委員会が、直接又は当社取締役会等を通して間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

③ 株主に対する情報開示

当社は、買付者等が現れた事実、買付者等から買付説明書が提出された事実、独立委員会検討期間が開始した事実、当社取締役会が独立委員会に代替案を提示した事実及び本必要情報の概要その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、独立委員会が適切と判断する時点で株主の皆様に対する情報開示を行います。

(d) 独立委員会における判断

独立委員会は、買付者等が現れた場合には、以下のとおり当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して下記①ないし③に従った勧告等を行った場合その他独立委員会が適切と判断する場合には、当社は、当該勧告又は決議の事実とその概要その他独立委員会が適切と判断する事項（独立委員会検討期間を延長する場合にはその期間及び延長の理由の概要を含みます。）について、速やかに情報開示を行います。

① 本新株予約権の無償割当ての実施を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、又は買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当すると判断し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の行使期間開始日（下記（４）「本新株予約権の無償割当ての概要」（f）において定義されます。）の前日までの間は、（無償割当ての効力発生前においては）本新株予約権の無償割当てを中止し、又は（無償割当ての効力発生後においては）本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

- （i）当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合
- （ii）当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記（３）「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することもしくは行使を認めることが相当でない場合

なお、独立委員会は、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と判断する場合でも、本新株予約権の無償割当ての実施について株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、当社取締役会に、株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議を勧告するものとします。

② 本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が下記（３）「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することが相当ではないと判断した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記（３）「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当すると判断し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当てを実施することの新たな勧告を含む新たな判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

③ 独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間の終了時まで、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告（株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議の勧告を含みます。）を行うに至らない場合には、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉、代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内で（但し、30日間を超えないものとします。）、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います。

上記延長の決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告（株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議の勧告を含みます。）を行うよう最大限努めるものとします。

(e) 取締役会の決議、株主総会の開催

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等（本新株予約権の無償割当ての中止を含みます。）に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。

また、当社取締役会は、独立委員会から、株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議を勧告された場合には、実務上株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の期間で株主総会を開催できるように、速やかに株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議するものとします。当社取締役会は、当該株主総会において本新株予約権の無償割当てを実施する決議（当社定款第11条第1項に基づく決議となります。）がなされた場合には、当該株主総会における決定に従い、本新株予約権の無償割当てに必要な手続を遂行します（株主総会において本新株予約権の無償割当て事項の決定を取締役に委任する旨の決議がなされた場合には、本新株予約権の無償割当ての実施に関する取締役会決議を行うものとします。）。一方、当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うものとします。

買付者等は、本プランに係る手続の開始後、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に関する決議を行うまでの間、又は上記の株主総会が開催される場合には当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が可決もしくは否決されるまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

当社取締役会は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する決議を行った場合、当社取締役会が上記の株主総会を招集する旨の決議を行った場合、又は本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主総会の決議が行われた場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等による買付等が下記のいずれかに該当し、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合、上記(2)「本プランに係る手続」(e)に記載される当社取締役会又は株主総会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、上記(2)「本プランに係る手続」(d)のとおり、下記の要件に該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当か否かについては、必ず独立委員会の判断を経て決定されることになります。

記

(a) 上記(2)「本プランに係る手続」(b)に定める情報提供及び独立委員会検討期間の確保その他本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合

(b) 下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

- ① 株券等を買占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為
- ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為

- ③ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
 - ⑤ 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、専ら当社の株価を上昇させて当該株式を高値で当社関係者等に引き取らせる目的で買収を行うような行為
- (c) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (d) 買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、買付等の後の経営方針又は事業計画、買付等の後における当社の他の株主、従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合
- (e) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、顧客、取引先等との関係、又は当社の社会的信用もしくはブランド価値を損なうことなどにより、当社の企業価値又は株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合
- (4) 本新株予約権の無償割当ての概要
- 本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです（本新株予約権の詳細については、別紙1「新株予約権無償割当ての要項」をご参照下さい。）。
- (a) 本新株予約権の数
- 本新株予約権の無償割当ての取締役会決議又は株主総会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める割当期日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）の2倍に相当する数を上限として、本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。
- (b) 割当対象株主
- 割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権2個を上限として本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。
- (c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日
- 本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。
- (d) 本新株予約権の目的である株式の数
- 本新株予約権1個当たりの目的である当社株式⁹（「社債、株式等の振替に関する法律」の規定の適用がある同法第128条第1項に定める振替株式となります。）の数（以下「対象株式数」といいます。）は、別途調整がない限り1株とします。

- 9 将来、当社が種類株式発行会社（会社法第2条第13号）となった場合においても、①本新株予約権の行使により発行される当社株式及び②本新株予約権の取得と引換えに交付する当社株式は、いずれも当社が本総会開催時において、現に発行している株式（普通株式）と同一の種類の株式を指すものとします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限として当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議の前日から遡って90日間（終値のない日を除きます。）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の各日の終値（気配表示を含みます。）の平均値とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。但し、下記(i)②の規定に基づき当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権の行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ)特定大量保有者¹⁰、(Ⅱ)特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ)特定大量買付者¹¹、(Ⅳ)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(Ⅴ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、又は、(Ⅵ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者の関連者¹²（以下、(Ⅰ)ないし(Ⅵ)に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の保有する本新株予約権も、下記(i)②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。詳細については別紙1「新株予約権無償割当ての要項」をご参照下さい。）。

¹⁰ 「特定大量保有者」とは、原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。

¹¹ 「特定大量買付者」とは、原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注11において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注11において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。

- 12 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての本新株予約権を無償で取得することができますものとします。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができます。

なお、上記に用いられる用語の定義及び詳細については、別紙1「新株予約権無償割当ての要項」をご参照ください。

(5) 独立委員会の設置

当社は、本プランに基づく本新株予約権の無償割当ての実施・不実施等に関する当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置します。本プランへの更新が本総会で承認された場合、更新後の独立委員会の委員は、当社経営陣からの独立性の高い当社社外取締役2名（いずれも東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。）及び社外の有識者2名で構成される予定です（独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、別紙2「独立委員会規則の概要」のとおりであり、本プランへの更新後に就任が予定されている独立委員会の委員の略歴は別紙3「独立委員会の委員の氏名及び略歴」のとおりです。）。

実際に買付等がなされる場合には、上記(2)「本プランに係る手続」に記載したとおり、こうした独立委員会が、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

(6) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本総会の決議による、本プランにおける本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定権限の委任期間（以下「有効期間」といいます。）は、本総会終結後3年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての当社取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は、②当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本総会決議による委任の趣旨に反しない場合（本プランに関する法令、金融商品取引所の規則等の新設又は改廃が行われかかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、当社株主に不利益を与えない場合等を含みます。）、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実、及び（修正又は変更の場合には）修正、変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

本プランの内容は上記Ⅲ.のとおりですが、株主及び投資家の皆様への影響並びに上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及び理由は、それぞれ以下のとおりです。株主の皆様におかれましては、これらの点もご考慮の上、本議案につきご承認をいただければと存じます。

1. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランへの更新時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランへの更新時点においては、株主総会決議に基づき、本新株予約権に関する新株予約権無償割当ての決定権限を当社取締役会に対して委任していただいているに過ぎず、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会又は当社株主総会において、本新株予約権の無償割当てを実施する決議を行った場合には、本新株予約権無償割当て決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権2個を上限として本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、本新株予約権の権利行使期間内に、金銭の払込みその他下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続」(b)において詳述する本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式全体の価値が希釈化されることとなります。但し、当社は、下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続」(c)に記載する手続により、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び所定の行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、この場合、保有する当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、原則として、保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。

なお、一旦本新株予約権の無償割当てを実施する決議がなされた場合であっても、当社は、上記Ⅲ. 2.(2)「本プランに係る手続」(d)①に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日までにおいては、本新株予約権の無償割当てを中止し、また、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後本新株予約権の行使期間開始日の前日までの間においては、本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、1株あたりの当社株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により相応の影響を受ける可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続

(a) 本新株予約権の割当ての手続

当社取締役会又は当社株主総会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の無償割当てに係る割当期日を公告いたします。この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。

(b) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日、振替株式の振替を行うための口座等の必要事項、並びに株主ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様におかれては、本新株予約権の権利行使期間内でかつ当社による本新株予約権の取得の効力が発生するまでに、当該行使請求書及びこれらの必要書類を当社が定めるところに従ってご提出いただいた上、本新株予約権の行使請求受付場所に当該行使請求書及びこれらの必要書類が到達し、かつ、本新株予約権1個あたり、1円を下限として当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を当該行使請求受付場所に払い込むことにより、本新株予約権1個につき原則として1株の当社株式が発行されることとなります。

(c) 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権を取得します。

このうち、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付する場合には、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式を受領することとなります。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、振替株式の振替を行うための口座等の必要事項、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

2. 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

- (1) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み（上記Ⅱ．の取組み）について

上記Ⅱ．に記載した企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

- (2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記Ⅲ．の取組み）について

- (a) 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

- (b) 当該取組みが株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、次の理由から、基本方針に照らして不適切な者による支配を防止する取組みは、当社株主の共同の利益を損なうものでなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

- ① 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足し、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されております。

- ② 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

本プランは、本総会において本プランに係る委任決議がなされることにより更新されます。

また、上記Ⅲ. 2.(6)「本プランの有効期間、廃止及び変更」に記載したとおり、本プランは、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が設けられており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において上記の委任決議を撤回する旨の決議がなされた場合、当社の株主総会で選任された取締役により構成される当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになります。その意味で、本プランの存続の適否は、当社株主の皆様の意思に基づくこととなっております。

③ 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランへの更新にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本新株予約権の無償割当ての実施等の運用に関する実質的な判断は、引き続き独立委員会により行われることといたしました。

実際に当社に対して買付等がなされた場合には、上記Ⅲ. 2.(2)「本プランに係る手続」に記載したとおり、こうした独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否かなどの実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役会が恣意的に本新株予約権の無償割当ての実施を行うことがないよう厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様に情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの運営が行われる仕組みが確保されております。

なお、本プランへの更新後、当初の独立委員会は、当社経営陣からの独立性の高い当社社外取締役2名（いずれも東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。）及び社外の有識者2名で構成される予定です（独立委員会の委員選任基準、決議要件及び決議事項等については別紙2をご参照ください。また、本プランへの更新後に就任が予定されている独立委員会の委員は別紙3をご参照ください。）。

④ 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記Ⅲ. 2.(2)(d)「独立委員会における判断」及びⅢ. 2.(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ本新株予約権の無償割当ては実施されないものとしており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

⑤ 外部専門家の意見の取得

上記Ⅲ. 2.(2)(c)「買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討」にて記載したとおり、買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとしております。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

⑥ デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ. 2.(6)の「本プランの有効期間、廃止及び変更」にて記載したとおり、本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される当社取締役会により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策）でもありません。

以 上

別紙 1

新株予約権無償割当ての要項

I. 新株予約権無償割当てに関する事項の決定

(1) 新株予約権の内容及び数

株主に割り当てる新株予約権（以下、個別に又は総称して「新株予約権」という。）の内容は下記Ⅱ.に記載されるところに基づくものとし、新株予約権の数は、新株予約権の無償割当ての取締役会決議又は株主総会決議（以下「新株予約権無償割当て決議」という。）において別途定める割当期日（以下「割当期日」という。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除する。）の2倍に相当する数を上限として、新株予約権無償割当て決議において別途定める数とする。

(2) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その保有する株式1株につき新株予約権2個を上限として新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で、新株予約権を無償で割り当てる。

(3) 新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において別途定める日とする。

Ⅱ. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の数

- 1) 新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、1株とする。但し、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとし、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 2) 調整後対象株式数は、株式の分割の場合はその基準日の翌日以降、株式の併合の場合はその効力発生日以降、これを適用する。
- 3) 上記1)に定めるほか、株式無償割当て、合併、会社分割等当社の発行済株式総数（但し、当社の有する当社株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる行為を行う場合で、対象株式数の調整を必要とするときには、株式無償割当て、合併、会社分割その他の行為の条件等を勘案の上、対象株式数につき合理的な調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- 1) 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使価額（下記2）に定義される。）に対象株式数を乗じた価額とする。
- 2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とする。なお、「時価」とは、新株予約権無償割当て決議の前日から遡って90日間（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の各日の終値（気配表示を含む。）の平均値とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。

(3) 新株予約権の行使期間

新株予約権の無償割当て決議において別途定める日を初日とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とする。但し、下記(7)項2)の規定に基づき当社が新株予約権を取得する場合、当該取得に係る新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとする。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(4) 新株予約権の行使の条件

- 1) (i) 特定大量保有者、(ii) 特定大量保有者の共同保有者、(iii) 特定大量買付者、(iv) 特定大量買付者の特別関係者、もしくは(v) 上記(i)ないし(iv)に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、又は、(vi) 上記(i)ないし(v)記載の者の関連者（以下、(i)ないし(vi)に該当する者を総称して「非適格者」という。）は、新株予約権を行使することができない。

なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義される。

- ① 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。）で、当該株券等に係る株券等保有割合（同法第27条の23第4項に定義される。）が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。
- ② 「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含む。
- ③ 「特定大量買付者」とは、公開買付け（金融商品取引法第27条の2第6項に定義される。）によって当社が発行者である株券等（同法第27条の2第1項に定義される。以下本③において同じ。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義される。以下本③において同じ。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして同法施行令第7条第1項に定める場合を含む。）に係る株券等の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に定義される。以下同じ。）がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。

- ④ 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいう。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。
- ⑤ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される。）をいう。
- 2) 上記1)にかかわらず、下記①ないし④の各号に記載される者は、特定大量保有者又は特定大量買付者に該当しないものとする。
- ① 当社、当社の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。）又は当社の関連会社（同規則第8条第5項に定義される。）
- ② 当社を支配する意図がなく上記1)(i)の特定大量保有者に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者であって、かつ、上記1)(i)の特定大量保有者に該当することになった後10日間（但し、当社取締役会はかかる期間を延長することができる。）以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより上記1)(i)の特定大量保有者に該当しなくなった者
- ③ 当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記1)(i)の特定大量保有者に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者（但し、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）
- ④ その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者（非適格者に該当すると当社取締役会が認めた者についても、当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会は別途認めることができ、また、一定の条件の下に当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限る。）
- 3) 適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し、(i)所定の手続の履行もしくは(ii)所定の条件（一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。）の充足、又は(iii)その双方（以下「準拠法行使手続・条件」と総称する。）が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件が全て履行又は充足されたと当社取締役会が認めた場合に限り新株予約権を行使することができ、これが充足されたと当社取締役会が認めない場合には新株予約権を行使することができない。なお、当該管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し当社が履行又は充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社取締役会としてこれを履行又は充足する義務は負わない。また、当該管轄地域に所在する者に新株予約権の行使をさせることが当該管轄地域における法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、新株予約権を行使することができない。

- 4) 上記3)にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し、(i)自らが米国1933年証券法ルール501(a)に定義する適格投資家 (accredited investor)であることを表明、保証し、かつ(ii)その保有する新株予約権の行使の結果取得する当社株式の転売は東京証券取引所における普通取引(但し、事前の取決めに基かず、かつ事前の勧誘を行わないものとする。)によってのみこれを行うことを誓約した場合に限り、当該新株予約権を行使することができる。当社は、かかる場合に限り、当該米国に所在する者が当該新株予約権を行使するために当社が履行又は充足することが必要とされる米国1933年証券法レギュレーションD及び米国州法に係る準拠法行使手続・条件を履行又は充足するものとする。なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が上記(i)及び(ii)を充足しても米国証券法上適法に新株予約権の行使を認めることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、新株予約権を行使することができない。
- 5) 新株予約権を有する者は、当社に対し、自らが非適格者に該当せず、かつ、非適格者に該当する者のために行使しようとしている者ではないこと、及び新株予約権の行使条件を充足していること等の表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を誓約する書面並びに法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
- 6) 新株予約権を有する者が本(4)の規定により、新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。
- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
新株予約権の行使により当社株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額は、新株予約権無償割当て決議において別途定める額とする。
- (6) 新株予約権の譲渡制限
- 1) 新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。
 - 2) 新株予約権を譲渡しようとする者が日本国外に所在する者であって、上記(4)3)及び4)の規定により新株予約権を行使することができない者(非適格者を除く。)であるときは、当社取締役会は、以下の事由等を勘案して上記1)の承認をするか否かを決定する。
 - ① 当該管轄地域に所在する者による新株予約権の全部又は一部の譲渡による取得に関し、譲渡人及び譲受人が作成し署名又は記名捺印した差入書(下記②ないし④に関する表明・保証条項、補償条項及び違約金条項を含む。)が提出されているか否か
 - ② 譲渡人及び譲受人が非適格者に該当しないことが明らかか否か
 - ③ 譲受人が当該管轄地域に所在しない者であり、かつ、当該管轄地域に所在する者のために譲り受けようとしている者ではないことが明らかか否か
 - ④ 譲受人が非適格者のために譲り受けようとしている者でないことが明らかか否か

(7) 当社による新株予約権の取得

1) 当社は、新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての新株予約権を無償で取得することができる。

2) 当社は、当社取締役会が別に定める日において、非適格者以外の者が有する新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができる。

(8) 合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、及び株式移転の場合の新株予約権の交付及びその条件

新株予約権無償割当て決議において別途決定する。

(9) 新株予約権証券の発行

新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

(10) 法令の改正等による修正

上記で引用する法令の規定は、2019年9月10日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとする。

以 上

独立委員会規則の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、又は(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。但し、社外の有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務もしくは当社の業務領域に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、社外取締役又は社外監査役であった独立委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合（但し、再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う（但し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が当社株主総会に付議された場合には、当該株主総会における決議に従う。）。なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施（株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を当社株主総会へ付議することを含む。）
 - ② 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
 - ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。
 - ① 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
 - ② 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
 - ③ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - ④ 買付者等との交渉・協議
 - ⑤ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討・提示
 - ⑥ 独立委員会検討期間の延長の決定
 - ⑦ 本プランの修正又は変更に係る承認
 - ⑧ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑨ 当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

- ・独立委員会は、買付者等に対し、買付説明書の記載内容及び提供された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、追加的に情報を提供するよう求める。また、独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会から追加提供を求められた情報が提供された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提供するよう要求することができる。
- ・独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は当社取締役会等を通して間接に、買付者等と協議・交渉を行い、また、当社取締役会の提示する代替案の株主に対する提示等を行うものとする。
- ・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- ・独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
- ・各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以 上

独立委員会の委員の氏名及び略歴

本プラン更新後の独立委員会の委員は、以下の4名を予定しております。

廣瀬 秀徳（ひろせ ひでのり）

【略 歴】

1945年生
1968年 3月 株式会社西友 入社
1989年 5月 同社 取締役
1999年 5月 株式会社ファミリーマート 取締役
2003年 6月 寺田倉庫株式会社 代表取締役社長
2012年10月 当社 社外取締役（現任）

※ 廣瀬 秀徳氏は、会社法第2条第15号に定める当社社外取締役であります。

同氏と当社との間には取引関係及び特別の利害関係はありません。なお、当社は、東京証券取引所に対して、同氏を当社の独立役員として届け出ております。

竹股 邦治（たけまた くにはる）

【略 歴】

1954年生
1978年 4月 電源開発株式会社 入社
2006年 6月 同社 執行役員事業企画部長
2007年 6月 同社 常務執行役員経営企画部長
2009年 6月 同社 取締役
2012年 6月 同社 取締役常務執行役員
2016年10月 当社 社外取締役（現任）
2017年 6月 イーレックス株式会社 社外取締役
2018年 6月 同社 常務取締役（現任）

※ 竹股 邦治氏は、会社法第2条第15号に定める当社社外取締役であります。

同氏と当社との間には取引関係及び特別の利害関係はありません。なお、当社は、東京証券取引所に対して、同氏を当社の独立役員として届け出ております。

平井 俊邦（ひらい としくに）

【略 歴】

1942年生

1965年 4月 株式会社三菱銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行） 入行

1992年 6月 同行 取締役

1996年 6月 株式会社東京三菱銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行） 常勤監査役

1998年 6月 千代田化工建設株式会社 代表取締役専務

2001年 6月 株式会社インテック 副社長

2006年10月 株式会社インテックホールディングス 取締役副社長兼共同最高経営責任者

2007年 6月 グンゼ株式会社 監査役

2007年 7月 財団法人日本フィルハーモニー交響楽団（現 公益財団法人日本フィルハーモニー交響楽団） 専務理事

2014年 7月 公益財団法人日本フィルハーモニー交響楽団 理事長（現任）

※ 平井 俊邦氏と当社との間には取引関係及び特別の利害関係はありません。

中村 直人（なかむら なおと）

【略 歴】

1960年生

1982年10月 司法試験合格

1983年 3月 一橋大学法学部 卒業

1985年 4月 司法研修所 卒業

第二東京弁護士会登録、森綜合法律事務所（現 森・濱田松本法律事務所） 所属

1998年 4月 日比谷パーク法律事務所開設、パートナー

2003年 2月 中村直人法律事務所開設（現 中村・角田・松本法律事務所）（現任）

※ 中村 直人氏と当社との間には取引関係及び特別の利害関係はありません。

以 上

第6号議案

取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社は、取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従う当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたく存じます。

つきましては、取締役の報酬額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額1億円以内として設定したく存じます。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会で決定いたします。

なお、取締役の報酬額は、2006年10月14日開催の当社第68期定時株主総会において、年額5億円以内（社外取締役を含む。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）として、ご承認をいただいております。

また、現在の当社の取締役は8名（うち社外取締役2名）であり、第2号議案のご承認が得られた場合、取締役は9名（うち社外取締役3名）となります。

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数は、年4万株を上限といたしたく存じます。ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができるものといたします。

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、各対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記2. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式割当契約の内容

(1) 譲渡制限の内容

対象取締役は、3年間から30年間までの間で取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、各対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定その他の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた各対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、各対象取締役が、取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(3) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた各対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記（1）の譲渡制限期間が満了した時点において上記（2）の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

1 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米中貿易摩擦の拡大等が世界経済に与える影響も懸念されますが、引き続き緩やかな回復基調を維持しております。

このような状況のもと、内田洋行グループでは、第15次中期経営計画に基づき、直近の伸長需要への対応を着実に進めるとともに、急速な少子高齢化の進展による人口減少といった将来の社会課題解決への準備を進めております。

当連結会計年度の業績につきましては、拡大する「Windows10更新需要」「教育ICT需要」「首都圏オフィス需要」の獲得に努めました。大手民間企業でのソフトウェアライセンス販売が好調のほか、中堅中小企業も含めてハードウェアの更新も進み、また、クラウド型システムの更新も拡大しました。さらに、教育市場でも、2020年度からの学校教育のカリキュラム改編を前にICT環境整備は堅調に拡大していることから、前連結会計年度を超えて、ICT関連ビジネスがセグメントを横断して大幅に伸長しております。加えて、軽減税率対応等のシステム対応が増大したほか、教育改革に関わる大規模公募型受託案件の獲得も寄与いたしました。一方、環境構築ビジネスにおいても、首都圏のオフィス需要が堅調に拡大しております。

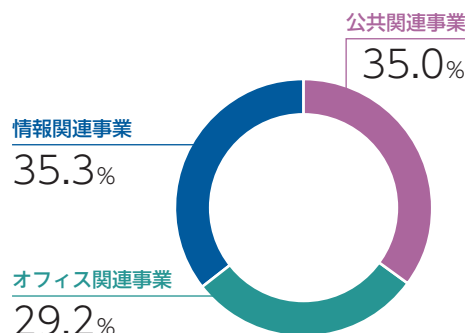
これらの結果、当連結会計年度の売上高につきましては、1,643億8千6百万円（前連結会計年度比8.5%増）となり、営業利益は38億1千3百万円（前連結会計年度比29.7%増）となりました。経常利益は41億5千5百万円（前連結会計年度比27.8%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては24億1千5百万円（前連結会計年度比31.9%増）となりました。

当期の単体業績につきましては、売上高960億7千7百万円（前期比4.0%増）、営業利益7億円（前期比140.8%増）、経常利益16億2千8百万円（前期比41.6%増）、当期純利益12億1千1百万円（前期比39.7%増）となりました。

セグメント毎の業績は以下のとおりであります。

報告セグメント別売上高

分 野	売上高	売上構成比	前連結会計年度比
■ 公共関連事業	57,536 百万円	35.0%	+5.0%
■ オフィス関連事業	47,944 百万円	29.2%	+1.6%
■ 情報関連事業	58,074 百万円	35.3%	+19.6%
■ その他	830 百万円	0.5%	△9.2%
合 計	164,386 百万円	100.0%	+8.5%



公共関連事業分野

一人一台のタブレット端末などのICT環境整備が拡大基調にあり、強みのある小中高校向け教育ICT分野の売上高は、前年度の大幅な伸長に続き、当年度もさらに拡大しております。そのほか、マイナンバー関連需要が収束した自治体市場は端境期が続くものの、大学では学生サービス向上のための新棟建築需要やICT環境の充実などがひろがり、大学市場が伸長したほか、公共市場におけるインバウンド対応投資やICT人材育成のための投資も増加したことから、事業分野全体では、売上高は575億3千6百万円（前連結会計年度比5.0%増）となりました。

利益面では、大規模公募型受託案件も寄与し、営業利益は13億6千2百万円（前連結会計年度比20.3%増）となりました。

オフィス関連事業分野

首都圏での大型オフィスの供給が継続するなか、企業の働き方改革関連によるオフィス環境投資は堅調に推移し、オフィス家具販売が好調であったことから、売上高は479億4千4百万円（前連結会計年度比1.6%増）となりました。

利益面では、海外における北米クラフト市場での競争激化もあり、営業利益は2百万円（前連結会計年度は8千万円の営業損失）となりました。

情報関連事業分野

当期においては、Windows10更新需要が大きく拡大し、特に大企業でのソフトウェアライセンス販売が大きく伸長したほか、中堅中小企業を含めてハードウェアの更新需要も拡大しました。また、働き方改革を背景にグループウェアの導入や会議室運用管理システム等への投資増大から、注力する大手民間企業を中心にシステム構築案件も拡大いたしました。さらに、クラウド型の新製品を投入した食品業、建設業向けERPも拡大した結果、売上高は580億7千4百万円（前連結会計年度比19.6%増）となりました。

利益面では、食品関連業界での軽減税率制度導入にともなうシステム対応が大きく増加したこともあり、営業利益は22億4千万円（前連結会計年度比35.5%増）となりました。

その他

主な事業は教育研修事業と人材派遣事業であり、売上高は8億3千万円（前連結会計年度比9.2%減）、営業利益は1億3百万円（前連結会計年度比15.9%減）となりました。

2 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、4億6千6百万円であります。

3 資金調達の状況

記載すべき事項はありません。

4 対処すべき課題

わが国の経済は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される2020年に向け、設備投資の拡大やインバウンド需要等の高まりによる成長が引き続き見込まれます。しかしながら、少子化の進展の顕著な影響により、2020年代は生産年齢人口の加速度的な減少が進み、日本の社会・産業構造は大きな変化を迎えます。そのため、当社グループの主要なお客様である企業・自治体・教育機関等を取り巻く環境は、大きな転換が求められています。

企業や官公庁等は、知的生産性の向上やダイバーシティの推進など働き方の改革が求められます。また学校・教育機関では、国は初等中等教育から大学教育まで、将来の担い手育成のための教育改革を進めており、能動的学習を意味するアクティブ・ラーニングの導入など学び方の改革が必要となります。さらに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催のチャンスを有効に活用し、インバウンド需要等の拡大をめざすための地方創生策として、人の集まる場の整備など場と街づくり改革が鍵となります。

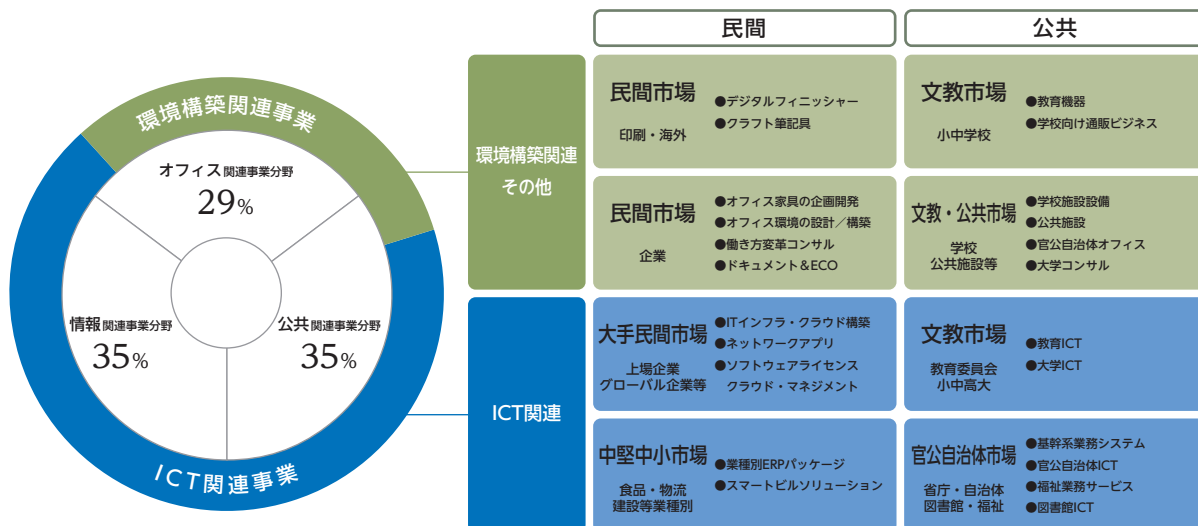
このような大きな社会課題の解決に取り組むことを成長の機会と捉えて、第15次中期経営計画（2019年7月期～2021年7月期）を策定いたしました。

当社グループは、1910年(明治43年)に創業し、2020年には110周年を迎えます。その長い歴史の中で民間・公共の両方の多様なお客様とのお取引関係を培ってきました。また、売上構成比率では、およそ60%となるICT関連ビジネスと40%を環境構築関連ビジネスが占めるというユニークな事業構成にあります。

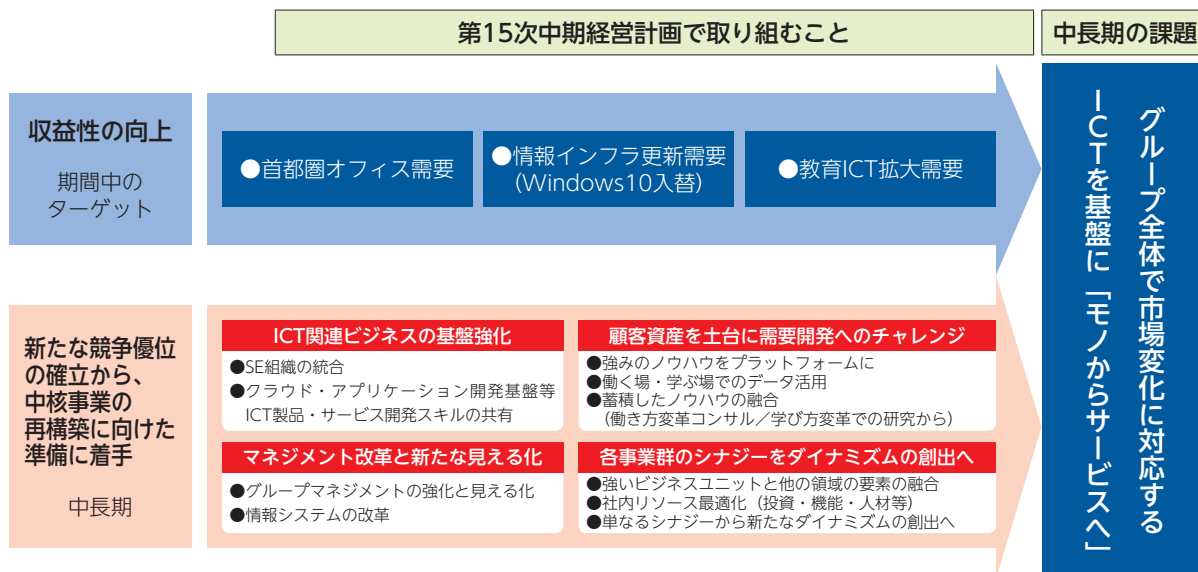
第15次中期経営計画では、この多様なお客様とのお取引関係とユニークな事業構成を土台に、需要の拡大と収益性向上に取り組むとともに、2020年代に大きく進む日本の社会・産業構造変化に対応し、新たな競争優位・収益構造の確立、事業効率を高めるため、従来のセグメントの枠を超えた中核事業の再構築に取り組んでまいります。

それにともない、グループガバナンスの強化をはじめとするマネジメント機構の改革や、人材育成、社内制度改革など、中長期の視点から経営基盤の見直しに着手してまいります。

内田洋行グループ 事業構造



第15次中期経営計画の概要



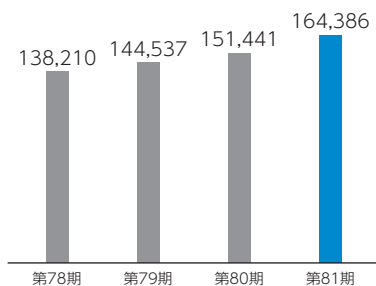
5 財産及び損益の状況

区 分		2016年度 第78期	2017年度 第79期	2018年度 第80期	2019年度 第81期 (当連結会計年度)
売上高	(百万円)	138,210	144,537	151,441	164,386
経常利益	(百万円)	3,896	3,378	3,250	4,155
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	2,245	1,965	1,831	2,415
1株当たり当期純利益	(円)	223.26	195.39	186.17	247.05
総資産	(百万円)	91,441	95,260	89,410	102,685
純資産	(百万円)	33,780	37,135	37,403	39,183

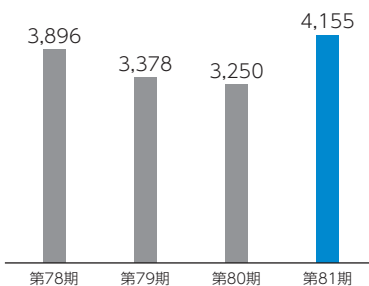
(注) 1. 当社は、2017年1月21日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しております。第78期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を第81期の期首から適用しており、第80期の総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した後の金額を記載しております。

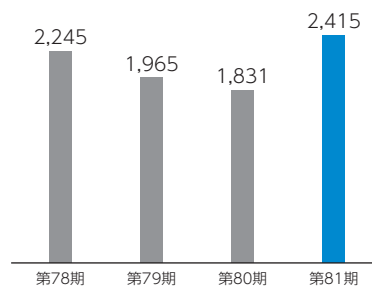
■ 売上高 (百万円)



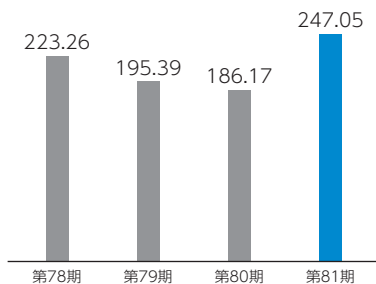
■ 経常利益 (百万円)



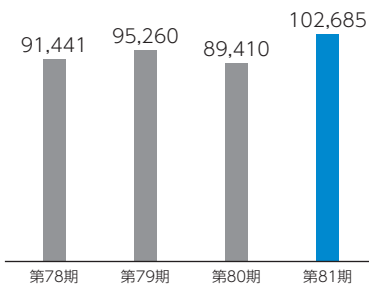
■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



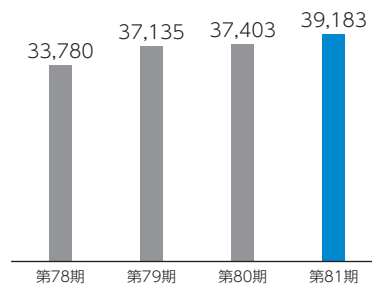
■ 1株当たり当期純利益 (円)



■ 総資産 (百万円)



■ 純資産 (百万円)



6 重要な子会社の状況 (2019年7月20日現在)

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
ウチダエムケーSDN.BHD. (マレーシア)	百万マレーシアリンギット 10	100.0% (100.0%)	オフィス家具の製造
ウチダ・オブ・アメリカCorp. (アメリカ)	百万USドル 0.3	100.0%	ホビークラフト用品その他機器の企画販売
株式会社ウチダシステムズ	百万円 100	100.0%	オフィス空間のデザイン・設計、オフィス家具の販売、ICTシステムの構築、学校市場への教育機器等の販売、福祉関連施設への家具等の販売
株式会社ウチダ人材開発センタ	百万円 200	100.0%	ヒューマンスキル教育、IT技術者教育、人材派遣事業
株式会社内田洋行ITソリューションズ	百万円 460	100.0% (10.3%)	情報処理システムの構築及びコンサルティング、ソフトウェアの開発・販売、情報処理機器の販売・保守
株式会社内田洋行ビジネスエキスパート	百万円 16	100.0%	人事・総務・経理などに関する事務の受託、営業支援業務、ITサービス業務
内田洋行グローバルリミテッド (香港)	百万円 230	100.0%	オフィス機器・印刷用機械・ホビークラフト用品・教育用機器・情報処理機器の販売・輸出入
株式会社サンテック	百万円 32	100.0%	オフィス家具・教育機器の開発・設計・製造
株式会社太陽技研	百万円 90	100.0% (100.0%)	事務用機器・印刷用機械等の製造
株式会社マービー	百万円 90	100.0% (30.0%)	ホビークラフト用品及び設計製図用品の製造・販売
ウチダスペクトラム株式会社	百万円 100	96.9%	ソフトウェアライセンス及びIT資産管理サービスの提供・販売、IT基盤の設計・構築
株式会社ウチダテクノ	百万円 38	86.9%	内装工事に関する設計・施工、印刷用機械・器具の販売・保守、理化学サプライ品の販売
ウチダエスコ株式会社	百万円 334	44.0% (9.5%)	情報機器ならびにネットワークの構築・保守及び販売

(注) 議決権比率の()内の数字は間接所有割合(内数)であります。

7 主要な事業内容 (2019年7月20日現在)

事業区分	事業内容
公共関連事業	大学・小中高市場へのICTシステムの構築・機器販売、教育機器の製造・販売、教育施設への空間デザイン及び家具販売、官公庁自治体への基幹業務ならびにICTシステム構築及びオフィス関連家具の製造・販売・デザイン・施工
オフィス関連事業	オフィス関連家具の開発・製造・販売及び空間デザイン・設計・施工、事務用機械・ホビークラフト関連製品の製造・販売及びOA機器の販売
情報関連事業	企業向け基幹業務システムの設計・構築及びコンピュータソフトの開発・販売、ソフトウェアライセンス及びIT資産管理の提供・販売、情報機器・ネットワークの設計・構築・保守・販売
その他	教育研修事業、人材派遣事業、不動産賃貸事業、各種役務提供等

8 主要な営業所及び工場 (2019年7月20日現在)

当社本社・支店	本 社	東京都中央区新川二丁目4番7号
	支 店	大阪支店（大阪市中央区） 北海道支店（札幌市中央区） 九州支店（福岡市中央区）
営業拠点	当 社	新川第2オフィス（東京都中央区） 東陽町オフィス（東京都江東区） 仙台、横浜、名古屋、京都、神戸、広島
	子会社	(株)ウチダシステムズ（東京都中央区） (株)ウチダ人材開発センタ（東京都墨田区） (株)内田洋行ITソリューションズ（東京都港区） (株)内田洋行ビジネスエキスパート（東京都江東区） ウチダスペクトラム(株)（東京都中央区） (株)ウチダテクノ（東京都中央区） ウチダエスコ(株)（東京都江東区） ウチダ・オブ・アメリカCorp.（アメリカ） 内田洋行グローバルリミテッド（香港）
生産拠点		(株)サンテック（栃木県鹿沼市） (株)太陽技研（群馬県みどり市） (株)マービー（山形県米沢市、千葉県館山市） ウチダエムケーSDN.BHD.（マレーシア）
物流拠点		柏物流センター（千葉県柏市）、江戸崎物流センター（茨城県稲敷市）、 大阪物流センター（大阪府大東市）、犬山物流センター（愛知県犬山市）、 吉見物流センター（埼玉県比企郡）、釜山新港物流センター（大韓民国）

9 従業員の状況 (2019年7月20日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比
公共関連事業	960名	11名増
オフィス関連事業	1,053名	6名減
情報関連事業	976名	10名増
その他	120名	4名減
全社(共通)	60名	4名増
合 計	3,169名	15名増

(注) 従業員数には臨時従業員(期中平均雇用人員914名)は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比	平均年齢	平均勤続年数
1,068名	5名増	42歳 8ヶ月	18年 10ヶ月

(注) 従業員数には臨時従業員(期中平均雇用人員516名)は含んでおりません。

10 主要な借入先 (2019年7月20日現在)

借入先	借入額
三井住友信託銀行株式会社	680百万円
株式会社りそな銀行	410百万円
株式会社三井住友銀行	350百万円
株式会社三菱UFJ銀行	320百万円
株式会社みずほ銀行	250百万円

11 その他企業集団の現況に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

2 会社の株式に関する事項 (2019年7月20日現在)

- 1 発行可能株式総数 36,000,000株
- 2 発行済株式の総数 10,419,371株 (自己株式636,160株を含む)
- 3 株主数 3,110名
- 4 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社光通信	984,600株	10.06%
東京海上日動火災保険株式会社	436,185株	4.46%
三井住友信託銀行株式会社	414,300株	4.23%
第一生命保険株式会社	315,400株	3.22%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	306,900株	3.14%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	300,300株	3.07%
株式会社りそな銀行	277,200株	2.83%
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	276,900株	2.83%
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	274,800株	2.81%
内田洋行グループ従業員持株会	240,030株	2.45%

(注) 当社は、自己株式636,160株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(参考) 所有者別持株比率の状況



3 会社役員に関する事項

1 取締役及び監査役の氏名等 (2019年7月20日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	大 久 保 昇	
取締役	秋 山 慎 吾	経営管理統括グループ統括
取締役	菊 池 政 男	教育施設事業部長兼北日本地域事業部長
取締役	林 敏 寿	経営管理統括グループ副統括(財務担当) 兼グループ経営推進部長 ウチダエスコ株式会社取締役
取締役	宮 村 豊 嗣	教育ICT事業部長
取締役	小 柳 諭 司	営業統括グループ統括兼経営企画統括部長
取締役	廣 瀬 秀 徳	
取締役	竹 股 邦 治	イーレックス株式会社常務取締役
常勤監査役	高 井 尚 一 郎	
常勤監査役	田 村 泰 博	
常勤監査役	住 友 西 次	
監査役	野辺地 勉	菱洋エレクトロ株式会社社外監査役

- (注) 1. 廣瀬秀徳及び竹股邦治の両氏は、社外取締役であります。
2. 田村泰博、住友西次及び野辺地勉の各氏は、社外監査役であります。
3. 田村泰博及び住友西次の両氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 野辺地勉氏は、監査法人における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、廣瀬秀徳、竹股邦治、田村泰博、住友西次及び野辺地勉の各氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
6. 2018年10月13日開催の第80期定時株主総会において、宮村豊嗣及び小柳諭司の両氏は取締役に新たに選任され、就任いたしました。
7. 取締役柏原孝、高井尚一郎の両氏は、2018年10月13日開催の第80期定時株主総会終結の時をもって任期満了となり、退任いたしました。
8. 2018年10月13日開催の第80期定時株主総会において、高井尚一郎氏は監査役に新たに選任され、就任いたしました。
9. 監査役後藤弘治氏は、2018年10月13日開催の第80期定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたしました。
10. 2019年7月21日付で、以下の取締役の担当及び重要な兼職の状況が変更となりました。

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役	菊 池 政 男	教育施設事業部長兼東日本地域事業部長

11. 当社は、執行役員制度を導入しており、また、2018年10月13日よりグループ執行役員を設置いたしました。2019年7月21日現在の執行役員は次のとおりであります。

なお、※印は取締役との兼務を示しております。

※専務執行役員	秋 山 慎 吾	経営管理統括グループ統括
※常務執行役員	菊 池 政 男	教育施設事業部長兼東日本地域事業部長
※常務執行役員	宮 村 豊 嗣	教育ICT事業部長
※上席執行役員	林 敏 寿	経営管理統括グループ副統括(財務担当)兼グループ経営推進部長
※上席執行役員	小 柳 諭 司	営業統括グループ統括兼経営企画統括部長
上席執行役員	三 好 昌 己	ICTリサーチ&デベロップメントディビジョン事業部長
上席執行役員	土 屋 正 弘	情報ソリューション事業部長
上席執行役員	白 方 昭 夫	システムズエンジニアリング事業部長
上席執行役員	高 橋 善 浩	オフィスエンジニアリング事業部長
執行役員	岩 瀬 英 人	教育機器事業部長
執行役員	平 山 信 彦	知的生産性研究所長(※2019年8月21日付で執行役員を退任いたしました。)
執行役員	不 室 克 巳	自治体ソリューション事業部長
執行役員	吉 永 裕 司	高等教育事業部長
執行役員	高 崎 恵 二	オフィスマーケティング事業部長
執行役員	坂 口 秀 雄	九州地域事業部長
執行役員	岡 野 清 吾	オフィスマーケティング事業部西日本担当
グループ執行役員	新 家 俊 英	株式会社内田洋行ITソリューションズ 代表取締役社長
グループ執行役員	實 本 雅 一	ウチダスペクトラム株式会社 代表取締役社長
グループ執行役員	岩 田 正 晴	株式会社ウチダシステムズ 代表取締役社長

2 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度としております。

3 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	人 数	金 額
取 締 役 (うち社外取締役)	10名 (2名)	120,795千円 (13,200千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	5名 (3名)	57,660千円 (40,440千円)

- (注) 1. 取締役の金額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2006年10月14日に開催された第68期定時株主総会において、年額5億円以内（これには、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2015年10月10日に開催された第77期定時株主総会において、年額9,000万円以内と決議いただいております。
4. 期末日現在の取締役は8名（うち社外取締役2名）、監査役は4名（うち社外監査役3名）であります。
5. 上記の金額のほか、2006年10月14日開催の第68期定時株主総会における役員退職慰労金制度廃止にともなう打切り支給の決議に基づく退職慰労金として、退任取締役1名に対し4百万円、退任監査役1名に対し7百万円を支払っております。

4 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況ならびに当該兼職先との関係

		兼職の状況	兼職先との関係
取締役	竹 股 邦 治	イーレックス株式会社常務取締役	イーレックス株式会社と当社との間に特別の利害関係はありません。
監査役	野辺地 勉	菱洋エレクトロ株式会社社外監査役	菱洋エレクトロ株式会社と当社との間に特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

		活動状況
取締役	廣 瀬 秀 徳	当事業年度開催の取締役会16回のうち16回に出席し、必要な発言を行うとともに、その経歴を通じて培われた企業実務の知識や経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役	竹 股 邦 治	当事業年度開催の取締役会16回のうち16回に出席し、必要な発言を行うとともに、その経歴を通じて培われた企業実務の知識や経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役	田 村 泰 博	当事業年度開催の取締役会16回のうち16回に、また監査役会9回のうち9回に出席し、必要に応じ、その経歴を通じて培われた企業実務の知識や経験に基づき発言を行っております。
監査役	住 友 西 次	当事業年度開催の取締役会16回のうち16回に、また監査役会9回のうち9回に出席し、必要に応じ、その経歴を通じて培われた企業実務の知識や経験に基づき発言を行っております。
監査役	野辺地 勉	当事業年度開催の取締役会16回のうち16回に、また監査役会9回のうち9回に出席し、必要に応じ、公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。

4 会計監査人の状況

1 名称

有限責任 あずさ監査法人

2 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	65百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	104百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的に区分もできませんので、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、ウチダエムケーSDN.BHD.及び内田洋行グローバルリミテッドは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

4 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性及び独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められた場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5 会社の体制及び方針

1 業務の適正を確保するための体制

当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループにおけるコンプライアンス体制の基礎として、社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、体制の整備、運用、維持、見直しを行ってまいります。
- ② 「内田洋行グループ行動規範」を制定し、当社グループの役員・社員全員に対し、自らの行動が「法令を遵守し、社会倫理に則った行動」となっているかについての意識づけを徹底するとともに、必要に応じて各担当部署にて、規則・ガイドラインの策定、研修を行うものいたします。
- ③ 内部監査部門として社長直轄の内部監査室を設置します。内部監査室は、監査役監査及び会計監査とも連携しながら当社グループにおけるコンプライアンス体制の整備状況ならびに運用状況についてモニタリングを行うことといたします。
- ④ 取締役は重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告するものとし、遅滞なく取締役会において報告するものいたします。
- ⑤ 法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実についての内部通報体制として、総務部及び人事部、顧問弁護士ならびに社外の窓口業務委託先を直接の情報受領者とする内部通報システム「内田洋行グループホットライン」を設置し、「内田洋行グループ内部通報規程」に基づき、その運用を行うことといたします。
- ⑥ 監査役は法令遵守体制及び内部通報システム「内田洋行グループホットライン」の運用に問題があると思われるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものいたします。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報につきましては、文書管理規程を設けその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理を行います。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものいたします。

当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループは、経済市況等の変動による市場リスク、法、条例等の改正による公的規制リスク、製品及びサービス等の欠陥による品質リスク、国内外の取引先、提携先等に関わるリレーションリスク、その他様々なリスクに対処するため、それぞれのリスクを把握・管理するための責任部署を設置するなどのリスク管理体制を整え、グループ全体でのリスクの把握、管理に努めます。
- ② 自然災害や製品事故等当社グループの事業に多大な影響を及ぼす事象の発生が認められれば、直ちに社長をリーダーとする「災害対策本部」や「製品事故緊急対策本部」を設置し、社内各部署及び外部アドバイザリーチームを組織し、迅速な初期対応を行うことにより、損害の拡大を防止し、これを最小に止める体制を整えます。

当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社グループでは、取締役会を月1回等定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものといたします。
- ② 当社グループ各社における取締役会の決定に基づく業務執行につきましては、職務分掌規程、責任権限規程（権限基準表）等において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めることといたします。
- ③ 当社は、3事業年度を期間とする中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、毎事業年度ごとのグループ全体の重点経営目標を定めます。
- ④ グループ情報システム基盤を構築し、業務の標準化と情報の共有及び業務の効率化を推進いたします。
- ⑤ 当社グループ各社の間接業務を集中して行う体制を整え、業務の効率化と品質向上及びコスト削減を図ることといたします。

当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、グループ運営規程を定め、当社子会社に対し、財務状況その他の重要事項について当社への定期的な報告を義務付けます。

その他の当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社子会社各社に取締役を派遣し、取締役会を通して当該子会社の経営に対する管理・指導を行います。
- ② 当社管理・企画部門はそれぞれの該当職務から、当社子会社への管理・指導を行うことにより業務の適正を確保いたします。
- ③ 当社グループのモニタリングは内部監査室が担当いたします。
- ④ 当社監査役又は使用人が当社子会社の監査役に就任し、業務執行状況を監査いたします。
- ⑤ 当社子会社における経営上の重要事項については、グループ運営規程に従い、当社の事前承認事項といたします。

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人として専任者を置き、監査役の指揮命令に従うことといたします。

監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役の職務を補助すべき使用人は、その職務に関して、取締役及び使用人の指揮命令を受けません。また、当該補助使用人の人事異動・人事評価等につきましては、監査役の同意を得て決定することといたします。
- ② 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役からの指示に基づく監査業務を遂行するために必要な調査権限や情報収集の権限を有するものとし、各執行部門はこれに協力しなければならないことといたします。

取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものいたします。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役会及び使用人に対して報告を求めることができることといたします。

当社子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

- ① 業務執行に関する事項については、当社子会社の執行部門や当社から派遣した取締役等を通じて監査役に報告するものいたします。
- ② 当社子会社の役員・社員は、重大な法令違反行為、不正の事実等当社又は当社子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項を発見した場合は、速やかに監査役又は監査役会に報告するものいたします。
- ③ 監査役は、当社子会社の役員・社員に対し、必要に応じて報告を求めることができ、報告を求められた役員・社員は、速やかに適切な報告を行うものいたします。
- ④ 内部通報システム「内田洋行グループホットライン」の運用状況は、定期的に監査役に対して報告するものいたします。
- ⑤ 当社子会社に対する内部監査の結果は、内部監査室から監査役に対して報告するものいたします。

監査役に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告を行った当社グループの役員・社員に対し、当該報告をしたことを理由として解雇その他の不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員・社員に周知徹底いたします。

監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 当社は、監査役職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、監査役の意見を聞いたうえで、毎年一定額の予算を設けることといたします。
- ② 監査役から外部の専門家（弁護士、公認会計士等）を利用した場合の費用など、緊急の監査費用について前払や償還を求められた場合は、当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担するものいたします。

その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査の実施に当たり、監査役が必要と認める場合においては、顧問弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を行うことができます。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関わりを持たず、不当な要求に対しては毅然とした姿勢で対応いたします。また、この基本方針を「内田洋行グループ行動規範」に明記し、組織全体として対応することといたします。

2 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前記業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

コンプライアンスに対する取組みの状況

社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を2回開催し、内部通報内容をはじめとする重点確認事項に関し、主管部署から報告を受けました。

当社グループの役員・社員に向けて、コンプライアンスの重要性に関するメッセージを発信するとともに、当社グループの役員・社員全員を対象としたコンプライアンス研修、その他テーマ毎の研修やモニタリングを実施するなど、コンプライアンス意識の向上に取り組みました。

当社は、当社グループにおいて、「内田洋行グループ内部通報規程」を整備したうえで「内田洋行グループホットライン」を運用しており、問題の早期発見と改善措置に効果を上げております。

また、内部監査につきましては、内部監査基本計画に基づいて実施しております。

職務執行の適正及び効率性の確保に対する取組みの状況

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役8名で構成され、社外監査役3名を含む監査役4名も出席しております。取締役会は16回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

当社は、経営と業務執行に関する機能と責任を明確化するため執行役員をおき、意思決定の迅速化・効率化を図っております。

当社グループ各社の間接業務を集中して行う子会社をおき、業務の効率化の体制を整えております。

損失の危険の管理に対する取組みの状況

当社グループの主要な損失の危険について、取締役会及びコンプライアンス委員会等を通じて各責任担当部署から定期的に報告を受けるとともに、品質、環境、情報セキュリティに関しましては、マネジメントレビュー会議において、リスクの管理状況の確認を行いました。

また、当社は、自然災害等により生じる損害の拡大を抑え最小に止めるために、事業継続マニュアルを整備しております。

当社グループにおける業務の適正の確保に対する取組みの状況

当社子会社の経営管理につきましては、当社のグループ経営推進部にて子会社の経営管理体制を整備、統括するとともに、グループ運営規程に従い、子会社から当社の主管部門に、事前に承認申請又は報告を行っております。また、内部監査部門は、子会社に対する監査を実施しており、グループ経営に対応したモニタリングを実施しております。

監査役監査の実効性の確保に対する取組みの状況

監査役会は、社外監査役3名を含む監査役4名で構成されています。監査役会は9回開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っております。

また、監査役はコンプライアンス委員会に出席するほか、稟議書等を常時閲覧することにより、監査の実効性の向上を図っております。

反社会的勢力排除に対する取組みの状況

新規取引先との契約締結に際しては、反社会的勢力排除条項の契約書への記載を必須としているほか、警察等の外部専門機関や関連団体との情報交換を継続的に実施しました。

3 会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、2007年9月3日開催の取締役会において、以下のとおり「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下、基本方針といいます。）を決定いたしました。

当社は、当社の株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えます。従って、当社の財務及び事業の方針の決定を支配することが可能な数の株式を取得する買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様のご意思に委ねられるべきものと考えます。

当社は、企業価値や株主共同の利益を確保・向上させていくためには、人的資産を中長期的視点で育成し、常に新しい技術・デザインを吸収し、事業パートナーとの信頼関係や、優良な顧客基盤を維持・拡大することが不可欠と考えております。

しかし、株式の大量取得行為のなかには、買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることにならないものも存在します。当社は、このような不適切な株式の大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではなく、このような者による大量取得行為に対しては必要かつ相当手段を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

② 基本方針の実現に資する取組み

＜企業価値向上のための取組み＞

当社グループは、前中期経営計画に引き続き、第15次中期経営計画「UCHIDA2020」（2018年7月21日～2021年7月20日）を策定いたしました。当中期経営計画では、創業より培ってきた民間・公共の多様なお客様とのお取引関係と、売上構成比率で概ね60%となるICT関連ビジネスを基盤としつつ、その他40%を環境構築関連ビジネスが占めるユニークな事業構成をリソースとし、事業効率を高めて収益性向上に取り組むとともに、2020年以降に想定される社会・産業構造変化に対応した、新たな競争優位の確立を目指し、

従来のセグメントの枠を超えて中核事業の再構築に取り組んでまいります。また、グループガバナンスの強化をはじめとしたマネジメントの構造改革など、中長期的視点から経営基盤の見直しに着手し、持続的な成長と企業価値の更なる向上を目指してまいります。

＜コーポレート・ガバナンスについて＞

当社は、コーポレート・ガバナンス強化のため、執行役員制度を導入し、経営管理機能と業務執行機能の分離を進めているほか、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制の確立と取締役の経営責任を明確にするために取締役の任期を1年とする等の施策を実施しております。社外取締役は、取締役会における意思決定及び監督の両面において客観的な立場から様々な助言や提言を行っております。

また、コンプライアンスに関しては、毎年12月1日を「コンプライアンスデイ」と定め、コンプライアンスの意義について確認するとともに、「内田洋行グループ行動規範」を制定し、当社グループをあげて、その徹底に努めております。

以上の諸施策は、全てのステークホルダーとの良好で継続的な関係が維持できて初めて実現するものであります。中でも、企業経営の最大資源は人（社員）であり、当社は一貫して、企業力の源泉は人（社員）と認識し、「人財」を育成しお客様の創造に取り組んでまいりました。当社の基本理念である「お客様の成長支援」は、こうした「人財」を核とし、中長期的な経営視点に立って、お客様とともに成長することで、初めて成り立つものと考えております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社取締役会は、当社株式に対する大量買付が行われた際に、当該大量買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な時間及び情報を確保するとともに、株主の皆様のために大量買付者と協議・交渉等を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するための枠組みが引き続き必要不可欠であると判断しました。

そのため、当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一環として、2007年10月13日開催の第69期定時株主総会における承認に基づき、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入しました。その後、2010年10月16日開催の第72期定時株主総会及び2013年10月12日開催の第75期定時株主総会において、その更新について承認を得たのに続き、2016年9月6日開催の取締役会において、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、更新後の対応策を「本プラン」といいます。）を更新することを決議し、同年10月15日開催の第78期定時株主総会において本プランの更新について承認を得ております。

本プランは、当社株式の大量取得行為が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買付者等との協議・交渉等の機会を確保すること等により、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としております。

本プランは、当社の株券等に対する買付もしくはこれに類似する行為又はその提案（以下「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく当社株券等の買付等を行う場合、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合等には、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権の無償割当ての方法により割り当てます。本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買付者等以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買付者等の有する当社の議決権割合は、最大3分の1まで希釈化される可能性があります。本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役会の恣意的判断を排するため、独立性の高い社外者等から構成される独立委員会の客観的な判断を経ることとしております。また、これに加えて、本新株予約権の無償割当ての実施に際して独立委員会が株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することを勧告した場合には、当社取締役会にかかる株主総会を招集するものとされております。さらに、こうした手続の過程については、株主の皆様への情報開示を通じてその透明性を確保することとしております。

(注) なお、本プランの有効期間は、2019年10月12日開催予定の第81期定時株主総会終結の時までとなっておりますので、2019年9月10日開催の取締役会において、同定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を更新することを決定いたしました。その内容につきましては、株主総会参考書類に記載のとおりであります。

④ 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

また、本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであります。従って、本プランは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2019年7月20日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	72,813
現金及び預金	18,317
受取手形及び売掛金	35,448
有価証券	1,500
商品及び製品	5,906
仕掛品	9,085
原材料及び貯蔵品	548
短期貸付金	388
その他	1,942
貸倒引当金	△323
固定資産	29,871
有形固定資産	12,286
建物及び構築物	3,649
機械装置及び運搬具	263
工具、器具及び備品	824
リース資産	97
土地	7,448
建設仮勘定	1
無形固定資産	3,313
ソフトウェア	3,257
その他	56
投資その他の資産	14,272
投資有価証券	9,152
長期貸付金	1,019
繰延税金資産	2,886
その他	1,367
貸倒引当金	△153
資産合計	102,685

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	53,138
支払手形及び買掛金	22,982
電子記録債務	8,725
短期借入金	2,130
未払費用	4,324
未払法人税等	1,375
未払消費税等	439
前受金	5,086
賞与引当金	2,416
工事損失引当金	52
その他	5,605
固定負債	10,363
繰延税金負債	3
退職給付に係る負債	7,479
資産除去債務	229
その他	2,651
負債合計	63,501
(純資産の部)	
株主資本	35,205
資本金	5,000
資本剰余金	3,223
利益剰余金	28,528
自己株式	△1,547
その他の包括利益累計額	779
その他有価証券評価差額金	2,760
為替換算調整勘定	△363
退職給付に係る調整累計額	△1,617
非支配株主持分	3,199
純資産合計	39,183
負債純資産合計	102,685

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書（2018年7月21日から2019年7月20日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
売上高		164,386
売上原価		127,500
売上総利益		36,885
販売費及び一般管理費		33,072
営業利益		3,813
営業外収益		
受取利息	55	
受取配当金	231	
持分法による投資利益	45	
不動産賃貸料	49	
為替差益	10	
その他	215	608
営業外費用		
支払利息	61	
売上割引	60	
不動産賃貸費用	15	
貸倒引当金繰入額	66	
固定資産除却損	19	
その他	41	266
経常利益		4,155
特別損失		
関係会社株式評価損	10	
減損損失	8	18
税金等調整前当期純利益		4,137
法人税、住民税及び事業税	1,661	
法人税等調整額	△231	1,429
当期純利益		2,707
非支配株主に帰属する当期純利益		291
親会社株主に帰属する当期純利益		2,415

（記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。）

連結株主資本等変動計算書 (2018年7月21日から2019年7月20日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	5,000	3,223	26,846	△1,545	33,524
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△733		△733
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,415		2,415
自己株式の取得				△1	△1
非支配株主との取引に係る親 会社の持分変動		△0			△0
株主資本以外の項目の当連結 会計年度中の変動額（純額）					
当連結会計年度中の変動額合計	－	△0	1,681	△1	1,680
当連結会計年度末残高	5,000	3,223	28,528	△1,547	35,205

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当連結会計年度期首残高	2,809	△281	△1,620	907	2,971	37,403
当連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△733
親会社株主に帰属する 当期純利益						2,415
自己株式の取得						△1
非支配株主との取引に係る親 会社の持分変動						△0
株主資本以外の項目の当連結 会計年度中の変動額（純額）	△49	△81	2	△128	227	99
当連結会計年度中の変動額合計	△49	△81	2	△128	227	1,779
当連結会計年度末残高	2,760	△363	△1,617	779	3,199	39,183

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

計算書類

貸借対照表 (2019年7月20日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	38,812
現金及び預金	1,871
受取手形	4,221
売掛金	12,372
有価証券	1,500
商品	4,692
仕掛品	8,635
前渡金	21
前払費用	120
関係会社短期貸付金	5,159
未収入金	504
その他	22
貸倒引当金	△311
固定資産	28,588
有形固定資産	9,516
建物	2,831
構築物	23
車両運搬具	21
工具、器具及び備品	531
土地	6,104
その他	4
無形固定資産	2,799
ソフトウェア	2,784
その他	15
投資その他の資産	16,271
投資有価証券	7,547
関係会社株式	5,245
関係会社長期貸付金	1,002
前払年金費用	1,296
繰延税金資産	653
その他	670
貸倒引当金	△143
資産合計	67,400

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	37,733
電子記録債務	9,060
買掛金	16,102
短期借入金	1,810
関係会社短期借入金	2,157
未払金	314
未払費用	2,244
未払法人税等	438
前受金	4,319
預り金	279
賞与引当金	952
工事損失引当金	46
その他	8
固定負債	7,161
退職給付引当金	4,945
資産除去債務	61
預り保証金	2,133
その他	21
負債合計	44,895
(純資産の部)	
株主資本	19,789
資本金	5,000
資本剰余金	3,629
資本準備金	3,629
利益剰余金	12,698
利益準備金	1,168
その他利益剰余金	11,530
不動産圧縮積立金	1,425
別途積立金	6,110
繰越利益剰余金	3,995
自己株式	△1,538
評価・換算差額等	2,715
その他有価証券評価差額金	2,715
純資産合計	22,504
負債純資産合計	67,400

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

損益計算書 (2018年7月21日から2019年7月20日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		96,077
売上原価		75,219
売上総利益		20,858
販売費及び一般管理費		20,157
営業利益		700
営業外収益		
受取利息及び配当金	876	
雑収入	459	1,335
営業外費用		
支払利息	65	
売上割引	113	
不動産賃貸費用	92	
貸倒引当金繰入額	66	
雑損失	69	408
経常利益		1,628
税引前当期純利益		1,628
法人税、住民税及び事業税	475	
法人税等調整額	△58	417
当期純利益		1,211

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書 (2018年7月21日から2019年7月20日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					不動産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当事業年度期首残高	5,000	3,629	3,629	1,168	1,456	6,110	3,485	12,220
当事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△733	△733
当期純利益							1,211	1,211
不動産圧縮積立金の取崩					△31		31	－
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額(純額)								
当事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	△31	－	509	477
当事業年度末残高	5,000	3,629	3,629	1,168	1,425	6,110	3,995	12,698

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当事業年度期首残高	△1,537	19,312	2,760	2,760	22,073
当事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△733			△733
当期純利益		1,211			1,211
不動産圧縮積立金の取崩		－			－
自己株式の取得	△1	△1			△1
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額(純額)			△45	△45	△45
当事業年度中の変動額合計	△1	476	△45	△45	431
当事業年度末残高	△1,538	19,789	2,715	2,715	22,504

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2019年9月5日

株式会社 内 田 洋 行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 星 長 徹 也 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 川 村 英 紀 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社内田洋行の2018年7月21日から2019年7月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社内田洋行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2019年9月5日

株式会社 内 田 洋 行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 星 長 徹 也 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 川 村 英 紀 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社内田洋行の2018年7月21日から2019年7月20日までの第81期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年7月21日から2019年7月20日までの第81期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、当該子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年9月9日

株式会社内田洋行 監 査 役 会

常勤監査役 高 井 尚一郎 ㊞

常勤監査役
(社外監査役) 田 村 泰 博 ㊞

常勤監査役
(社外監査役) 住 友 西 次 ㊞

監 査 役
(社外監査役) 野辺地 勉 ㊞

以 上

株式のご案内

事業年度	7月21日から翌年7月20日まで
定時株主総会	毎年10月開催
基準日	定時株主総会・期末配当金 毎年7月20日
単元株式数	100株
株主名簿管理人及び特別口座の 口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(郵便物送付先)	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先)	 0120-782-031
(インターネットホームページURL)	https://www.smtb.jp/personal/agency/index.html

【株式に関する住所変更等のお届出及びご照会について】

証券会社に口座を開設されている株主様は、住所変更等のお届出及びご照会は、口座のある証券会社宛にお願いいたします。

証券会社に口座を開設されていない株主様は、上記の電話照会先にご連絡ください。

公告方法	電子公告により行います。 https://www.uchida.co.jp/company/ir/library/ ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。
上場証券取引所	東京証券取引所

株主総会会場ご案内図

会場

東京都中央区日本橋
茅場町三丁目2番10号

鉄鋼会館 8階 801号室

交通のご案内

東京メトロ東西線「茅場町駅」

12番出口 より徒歩約5分

東京メトロ日比谷線「茅場町駅」

1番・2番出口 より徒歩約5分

東京メトロ日比谷線「八丁堀駅」

A5番出口 より徒歩約5分

J R京葉線「八丁堀駅」

B1番出口 より徒歩約8分

J R「東京駅」

八重洲口 より徒歩約15分



※ 駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

